



厚生労働省北海道労働局発表
平成30年8月6日

【担当】
厚生労働省
北海道労働局労働基準部賃金室
室長 松坂 伸雄
室長補佐 田中 洋満
電話:011-709-2311 (内 3531)

北海道地方最低賃金審議会が引上げの答申

「北海道最低賃金は、25円アップで時間額835円に」

北海道地方最低賃金審議会（会長 ^{かとうともゆき}加藤智章）は、北海道最低賃金（時間額810円）を25円引き上げて835円に改正決定することが適当であると、8月6日、北海道労働局長（^{ふくしわたる}福士 亘）に答申しました。

北海道労働局長は、この答申に基づき、速やかに改正決定にかかわる所要の手続を進めることとしています。

答申の要旨

- ① 北海道最低賃金を、1時間835円(25円引上げ)に改定する。
- ② 改定額の効力発生は指定発効(効力発生日は平成30年10月1日)とする。
- ③ 中小企業・小規模事業者の生産性向上のための支援や、取引条件の改善等に引き続き取り組むことを強く要望する。
- ④ 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じないよう、発注後においても特段の配慮を要望する。
- ⑤ 働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)に配慮している。

<答申までの審議経過>

平成30年7月10日、北海道労働局長は北海道地方最低賃金審議会に対して北海道最低賃金の改正決定に係る調査審議を求め諮問しました。

同審議会においてはこれを受けて、7月26日に示された中央最低賃金審議会の「平成30年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」を参考とし、北海道における賃金実態調査結果及び本道の経済、雇用動向等を踏まえ、慎重に審議が重ねられ結論が得られたものです。

<北海道最低賃金の推移>

年 度	最低賃金額 時間額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)
平成20年度	667	13	1.99
平成21年度	678	11	1.65
平成22年度	691	13	1.92
平成23年度	705	14	2.03
平成24年度	719	14	1.99
平成25年度	734	15	2.09
平成26年度	748	14	1.91
平成27年度	764	16	2.14
平成28年度	786	22	2.88
平成29年度	810	24	3.05
平成30年度 (答申の内容)	835	25	3.09